

「原子力事業者防災業務計画」の修正(案)について

1. 目的

当社の社名変更、及び自治体等の組織名称の変更に伴い、原子力事業者防災業務計画の適正化を図る。

2. 修正事項

頁	項目	修正箇所	修正理由
表紙	社名	ニュークリア・デベロップメント株式会社 → MH I 原子力研究開発株式会社	社名変更の反映
1	第1節 原子力事業者防災業務計画の目的		
29	別図第2 警戒事態発生時の連絡体制		
30	別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制 (1/2) (1) 社内での事象発生時の通報体制	常陸大宮市 安全まちづくり推進課 → 常陸大宮市 危機管理課	自治体組織名称変更の反映 (2021年4月21日読替表提出)
32	別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の通報体制 (1/2) (1) 社内での事象発生時の通報体制		
31	別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制 (2/2) (2) 事業所外での事象発生時の通報体制	国土交通省 自動車局 環境政策課 → 国土交通省 自動車局 安全・環境基準課	組織名称変更の反映
33	別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の通報体制 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報体制		

以上